

産後ケアの対象月齢を 生後1年未満まで延長しました



市では、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てをしてもらえるように産後ケア事業を実施しています。令和3年度からは、利用対象が生後1年未満まで延長となりました。

対象

原則日立市に住所があり、次の全てに該当するお母さんと生後1年未満(*)の赤ちゃん

- 体調不良や育児不安がある
 - 家族などから産後の協力を得るのが難しい
 - お母さん、赤ちゃんともに入院治療の必要がない
- *施設により対象月齢が異なります。詳しくは、健康づくり推進課にお問い合わせください。

ケアの内容

産科医療機関や助産院に宿泊する「宿泊型ケア」、日帰りでケアを受ける「日帰りケア」、助産師の家庭訪問による「訪問型ケア」を選べます。

- お母さんのケア：心身のケアや乳房ケアなど
- 赤ちゃんのケア：発育や発達のチェック、体重や排便のチェックなど
- 育児サポート（授乳指導、スキンケアや沐浴指導）、育児相談など

利用日数と利用料金

利用できる日数は、1回の出産につき、宿泊型・日帰り・訪問型ケアを合わせて原則7日以内。

| 形態 | 利用時間の目安 | 利用料金 (自己負担金) |
|-------------------------|-----------------|--------------------------------|
| 宿泊型ケア 1泊2日の場合 4食付 | 午前9時～翌日の午後5時 | 1泊2日 5,500円 (以降1日につき2,500円) |
| 日帰りケア 昼食付 | 午前9時～午後5時 | 1日 2,000円 |
| 訪問型ケア | 午前9時～午後4時のうち3時間 | 1日 1,500円 |

* 市民税非課税世帯、生活保護受給者の場合は、利用料金が免除されます。

利用方法

すこやか ひたち（子育て世代包括支援センター）へご相談ください。保健師や助産師が心配なことをお伺いし、利用可能な医療機関や助産院などをご紹介します。相談、申請は妊娠中から可能です。

問合せ 健康づくり推進課

TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等がある方へ 課税方式の選択はお済みですか

所得税（15.315%）と住民税（市・県民税5%）が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等は、所得税と住民税とで、異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できます。

◆所得税と異なる課税方式を選択する場合

期限 納税通知書・税額決定通知書が送達される日まで

申告方法 確定申告書とは別に、市・県民税申告書（確定申告書の控えと特定口座年間取引報告書の写しを添付）を市民税課へ提出してください。

◆申告不要制度とは

住民税が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等を申告しない方法です。例えば、確定申告で総合課税か申告分離課税を選択していても、

市・県民税で申告しないことを選択することができます（申告不要制度を選択した所得は、合計所得金額や総所得金額に含まれません）。

* 配偶者控除や扶養控除の判定、非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担割合、介護保険料、市営住宅の家賃、保育料、児童手当、児童扶養手当などに影響が出る場合があります。詳しくは市のホームページ (<https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/006/002/p073511.html>) をご覧になるか、お問い合わせください。

問合せ 市民税課 内線 235



課税方式の選択に関する市のホームページ

妊婦健康診査費用助成を 最大 17 回まで助成します

妊婦健康診査費用を、今までの 14 回の助成に加え、
出産予定日を過ぎて出産する方に対し最大 17 回まで
延長して助成します。

とき 令和 3 年 4 月 1 日から

対象 日立市に住民票のある妊婦

内容 妊娠届出時に妊婦健康診査の受診票（助成券）
を全 16 回分お渡しします。17 回目については健診
費用の払い戻しをします。

* 令和 3 年 3 月 31 日以前に妊娠届出をされた方は、
令和 3 年 4 月 1 日以降に、出産予定日を過ぎて妊
婦健康診査を受診した健診費用の払い戻しをしま
す。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 健康づくり推進課

TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

こどもを守る 禁煙チャレンジ助成金

未来を担う子どもたちを受動喫煙から守るために、
子育て世代の方へ禁煙外来治療費の一部を助成します。

対象 次の全てに該当する方

- 18 歳以下の子どもまたは妊婦と同居している
- 令和 2 年 4 月 1 日以降に禁煙外来治療を開始し、治
療を終了した

- 本事業の助成金の交付を受けたことがない

* 治療を自己中断した場合は助成の対象外となるた
め、状況を医療機関に確認することがあります。

助成額 上限 1 万円（禁煙外来治療に要した自己負担
額の 2 分の 1） * 後日、指定の口座に振り込みます。

申請方法 禁煙治療終了後に申請してください。

* 申請書や必要書類の提出が必要となります。詳し
くは、問い合わせてください。

問合せ 健康づくり推進課

TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

新しくハイキングコース マップを作成しました

標高 623m の高鈴山を主峰に、神峰山、御岩山など、
なだらかな山々が連なるひたちアルプスを紹介してい
ます。新緑が眩しいこれからの季節、ご家族やお友達
とハイキングや森林浴を楽しんでみませんか。

マップ配架場所

市役所 1 階情報コーナー、市役所観光局、日立駅情
報交流プラザ、鞍掛山登山口・御岩山登山口・向陽台
登山口パンフレットケース



問合せ にぎわい施設課 内線 474

不妊治療費助成の対象と 助成回数を拡充しました

出産を希望する世帯を広く支援し、また、不妊治療
の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費助成事業
の内容を拡充しました。

拡充内容

- 事実婚関係にある方も助成の対象者となりました。
- 助成回数が 1 子ごとに 6 回になりました（40 歳以
上 43 歳未満であるときは 3 回）。

* 令和 3 年 1 月 1 日以降に終えた治療から対象となり
ます。詳しくは、健康づくり推進課にお問い合わせて
ください。

* 茨城県の実施している助成事業も同様に拡充されま
した。また、所得制限が撤廃され助成額も拡充され
ています。詳しくは、日立保健所に問い合わせてく
ださい。

問合せ

健康づくり推進課 TEL 21-3300 IP 050-5528-5180

日立保健所 TEL 22-4188